

富里市ふるさと応援寄附金返礼品協力事業者募集要項

1 目的

ふるさと納税制度の活用による市の魅力発信、地域振興及び地域経済の活性化等を図るため、寄附者に贈呈するお礼の品やサービス（以下、「返礼品」という。）の提供に協力事業者（以下、「協力事業者」という。）を募集する。

2 協力事業者の要件

協力事業者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、要件を満たす場合であっても、ふるさと納税制度の趣旨を逸脱する場合その他市が協力事業者として適当でないと認めた場合は、この限りではない。

- (1) 富里市のふるさと納税における返礼品の目的に賛同し、市が利用するふるさと納税ポータルサイトに掲載することに同意すること。なお、市が利用するふるさと納税ポータルサイトは、今後、追加や変更があり得る。
- (2) 各種法令規則、条例に沿った生産・製造・販売を行っていること。
- (3) 本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場、畠等の生産拠点のいずれかが市内にある法人・団体または個人事業者であること。
- (4) 富里市暴力団排除条例（平成24年3月16日条例第2号）を遵守し、代表者等が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」に掲げる暴力団の構成員等でないこと。
- (5) 市税を滞納していないこと。

3 返礼品の要件等

返礼品は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。

- (1) 平成31年4月1日付け総務省告示第179号第5条に規定する総務大臣が定める基準（以下、「地場産品基準」という。）や、この告示に関する総務省通知に適合すること。
- (2) 市の魅力を発信し、地域振興及び地域経済の活性化につながる要素を持つ返礼品であること。
- (3) 品質及び数量の面において安定供給が見込めるものであること。ただし、期間限定及び数量限定で供給可能なものは、提供期間内の安定供給が見込めること。
- (4) 食品衛生法、食品表示法、商標法、特許法、著作権法、不正競争防止法など、関係法令を遵守し、違反していない返礼品であること。
- (5) 飲食物の場合は、寄附者に返礼品が到着後、少なくとも1週間の賞味（消

費) 期限が保証されること。

なお、生鮮食料品（鮮度が高く要求されるもの）については、この限りではないが、返礼品の鮮度が保たれた状態で寄附者に届くよう配慮すること。また、生花等、時間の経過により価値が損なわれるものについても、同様の配慮を行うこと。

- (6) サービスの提供等の場合は、富里市内で提供されること。また、期間限定のものを除き、原則として有効期限が発行日から1年間以上ある当該サービスに係る「利用券」を発行すること。また、利用券には記名又は通し番号を付記する等、転売の防止措置を施すこと。

4 返礼品の価格及び寄附金額の設定

- (1) 返礼品の価格は、提供する品の本体価格、梱包代及び消費税を含めるものとする。なお、送料は市が負担する。
- (2) 寄附金額は、総務省の基準（返礼品は返礼割合3割以下）に基づき、市が決定するものとする。

5 登録の申請方法

- (1) 協力事業者の登録をする場合は、下記の書類を提出すること。
- ア 富里市ふるさと応援寄附金返礼品協力事業者登録申請書（様式1）
イ 富里市ふるさと応援寄附金返礼品登録申請書（様式2）
ウ 返礼品の内容がわかる書類（写真やパンフレットなど）
- (2) 前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、登録の可否を決定し通知する。

6 登録内容の変更等

協力事業者は、登録した事業者情報及び返礼品の内容変更並びに協力事業者登録及び返礼品提供を取りやめる場合は、富里市ふるさと応援寄附金返礼品変更・取りやめ申請書（様式3）を提出すること。

7 協力事業者及び返礼品の取消し

協力事業者及び返礼品が次の事由に該当する場合は、当該登録を取り消し、ふるさと納税ポータルサイト等への掲載を中止する。

- (1) 申請内容に虚偽があったとき。
(2) 2に規定する事項を満たさなくなったとき。
(3) 3に規定する事項を満たさなくなったとき。

- (4) 市又は寄附者に損害を及ぼす行為があったとき。
- (5) 返礼品の品質等に対し寄附者からクレームが寄せられ、協力事業者の責任が重いと市が判断したとき、又は、同様のクレームが多発するとき。

8 その他留意事項

- (1) 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律及び関係法令を遵守し、この事業により取得した個人情報を、返礼品の送付以外の目的で使用しないこと。
- (2) 市は、返礼品の調達・発送管理業務を、富里市ふるさと納税業務委託事業者（以下、「委託事業者」という。）に委託する。
- (3) 協力事業者は、市又は委託事業者の求めに応じ、返礼品や協力事業者等に関する情報（製造場所の所在地、製造加工内容の詳細等）を提供すること。
- (4) 返礼品に関して、寄附者より苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努め、その内容について委託事業者に報告すること。
- (5) 協力事業者として登録したこと又は返礼品を登録したことにより、協力事業者が被った損害又は第三者に与えた損害に対して、市は一切の責任を負わない。
- (6) 協力事業者は、返礼品の提供に係る業務において、市又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。
- (7) この要項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市との協議によるものとする。

9 問合せ先

富里市企画財政部経営戦略課

〒286-0292 富里市七栄 652-1

TEL : 0476-93-1118 FAX : 0476-93-9954

E-mail : kikaku@city.tomisato.lg.jp